

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第16号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中94の項を95の項とし、71の項から93の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の70の項中「87の項」を「89の項」に改め、同項を同表の71の項とし、同表中59の項から69の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の58の項中「224,000円」の次に「（簡易な評価方法として鳥取市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱（平成24年12月4日施行）に定める方法による場合（以下この項において「簡易評価方法の場合」という。）は82,000円）」を、「358,000円」の次に「（簡易評価方法の場合は、139,000円）」を、「509,000円」の次に「（簡易評価方法の場合は、224,000円）」を、「623,000円」の次に「（簡易評価方法の場合は、292,000円）」を、「737,000円」の次に「（簡易評価方法の場合は、352,000円）」を、「841,000円」の次に「（簡易評価方法の場合は、413,000円）」を加え、同項を同表の59の項とし、同表中56の項及び57の項を1項ずつ繰り下げ、同表の55の項中「57の項」を「58の項」に改め、同項を同表の56の項とし、同表中11の項から54の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の10の項中「14の項」を「15

の項」に改め、同項を同表の11の項とし、同表の9の項の次に次の1項を加える。

|    |   |                                     |       |                   |
|----|---|-------------------------------------|-------|-------------------|
| 10 | 建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査（工場等以外及び工場等を有する建築物の場合、工場等以外の床面積に定める額及び工場等の床面積で定める額を合計した額とする。） | 建築物エネルギー消費性能の評価をモデル建物法入力支援ツールで行った場合 |       |                   |
|    |   | 300平方メートル未満のもの                      | 工場等以外 | 1件につき<br>82,000円  |
|    |   |                                     | 工場等   | 1件につき<br>18,000円  |
|    |   | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの         | 工場等以外 | 1件につき<br>137,000円 |
|    |   |                                     | 工場等   | 1件につき<br>35,000円  |
|    |   | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの       | 工場等以外 | 1件につき<br>222,000円 |
|    |   |                                     | 工場等   | 1件につき<br>89,000円  |
|    |   | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの      | 工場等以外 | 1件につき<br>290,000円 |
|    |   |                                     | 工場等   | 1件につき<br>134,000円 |
|    |   | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの     | 工場等以外 | 1件につき<br>348,000円 |
|    |   |                                     | 工場等   | 1件につき<br>167,000円 |
|    |   | 25,000平方メートル以上のもの                   | 工場等以外 | 1件につき<br>409,000円 |
|    |   |                                     | 工事等   | 1件につき<br>207,000円 |
|    |   | 建築物エネルギー消費性能の評価を標準入力法又は             |       |                   |

| 主要室入力法で行った場合                    |       |                   |
|---------------------------------|-------|-------------------|
| 300平方メートル未満のもの                  | 工場等以外 | 1件につき<br>214,000円 |
|                                 | 工場等   | 1件につき<br>21,000円  |
| 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの     | 工場等以外 | 1件につき<br>346,000円 |
|                                 | 工場等   | 1件につき<br>40,000円  |
| 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   | 工場等以外 | 1件につき<br>493,000円 |
|                                 | 工場等   | 1件につき<br>96,000円  |
| 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  | 工場等以外 | 1件につき<br>608,000円 |
|                                 | 工場等   | 1件につき<br>141,000円 |
| 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 工場等以外 | 1件につき<br>718,000円 |
|                                 | 工場等   | 1件につき<br>175,000円 |
| 25,000平方メートル以上のもの               | 工場等以外 | 1件につき<br>820,000円 |
|                                 | 工場等   | 1件につき<br>216,000円 |

別表第1備考第7項中「66の項」を「67の項」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項中「58の項又は59の項」を「59の項又は60の項」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項中「60の項」を「61の項」に改

め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第4項中「60の項」を「61の項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第3項中「55の項」を「56の項」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項中「10の項」を「11の項」に、「13の項」を「14の項」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

2 10の項による適合性判定を受けた建築物の計画を変更する場合にあっては、当該計画の変更後の床面積（増加する部分を除く。）に2分の1を乗じて得た床面積に、増加又は減少する部分の床面積を加えた面積によって手数料を算定する。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条による軽微な変更に関する証明書の交付を求める場合の手数料においても同様とする。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。